



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
1 1 月 4 日
第 3 4 6 5 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示	1
内水面における第 5 種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の認可 (水産課)	1
公 告	
(仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境政策課)	1
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課)	4
健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (湖東、湖北)	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (湖東)	5
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (湖東)	5
県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (中部)	5
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部)	6
農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (高島)	6
警 察 本 部 公 告	
平成23年度滋賀県警察官 (県外 A) 採用試験合格者公告 (警務課)	6
正 誤	
平成23年10月26日付け第3461号滋賀県告示第470号中	6

告 示

滋賀県告示第487号

漁業法 (昭和24年法律267号) 第129条第 3 項の規定に基づき、内水面における第 5 種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成23年11月 4 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

勢多川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 勢多川漁業協同組合 大津市一里山一丁目24番10号
- 2 漁業権の免許番号 内共第 2 号
- 3 変更認可の内容 内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則中の別表 3 を次のように改める。

魚 種	漁具・漁法	期 間
あ ゆ	友 釣 投網・引掛	解禁日より 8 月 20 日まで 左記漁具の解禁日より 9 月 15 日まで
に じ ま す	竿 釣	解禁日より 5 月 31 日まで
あ ま ご	竿 釣	解禁日より 5 月 31 日まで
い わ な	竿 釣	解禁日より 5 月 31 日まで

4 施行日 平成23年10月27日

公 告

(仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

創価学会 代表役員 正木正明から送付のあった(仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成23年10月25日に述べたので、同条第2項において準用する第9条第6項の規定により公告する。

平成23年11月4日

滋賀県知事 嘉田由紀子

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、以下のとおりである。

(事業計画)

- 1 本事業は、大規模な森林の伐採や土地の改変を伴うため、事業予定地周辺の豊かな生態系を形成する里山環境に一定の影響を及ぼすものである。しかし、事業予定地には放棄された水田や密植後に間伐が行われていない植林地が存在する等、生物多様性を育む里山としての機能が失われつつあることから、本事業の実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置のほか、里山環境の復元および保全に資するための取組をより一層推進すること。
- 2 植栽計画については、周辺との調和を図るため、次の事項に留意し、その内容を例示する等して、わかりやすく説明すること。
 - (1) 事業予定地内にある樹種を活用すること等により、遺伝的なく乱および修景に配慮すること。
 - (2) 施肥量、農薬の使用の可否等、維持管理の際に生じる環境への負荷を低減すること。
- 3 事業予定地内の植生および改変区域との関係を詳細に説明する資料を追加すること。また、残置森林の配置については、広葉樹林を積極的に配置する計画とすること。
- 4 墓域に付設予定の芝生は、イノシシおよびニホンジカ、供物等は、アライグマ、ハクビシン等を誘引する可能性があるため、これらの野生生物および外来生物に対する対策を検討すること。
- 5 事業予定地北側に、法面が崩壊している箇所が存在していることから、現在の状況説明および今後の取扱いを明確にすること。なお、取扱いの検討に際しては、保全対象とする湿地環境が近接していることに留意すること。

(交通)

- 6 供用後における周辺道路の交通量は、大気、温室効果ガス等の環境要素に係る予測評価に大きく影響することから、不確実性が認められる場合は、事後調査を実施すること。
- 7 供用後における大気汚染物質および温室効果ガスの排出削減をより一層図るため、最寄駅等からのシャトルバスの運行、路線バスの増発等、供用後の施設利用者に対する公共交通機関の利用促進対策の可能性を検討すること。

(大気)

- 8 工事期間中に使用する建設機械について、導入する排出ガス対策型機械の目標使用率を定める等して、大気環境への負荷低減に対する取組を一層推進すること。予測評価にあたっては、これらの取組を反映したものとすること。また、これらの取組を検証する観点から、工事期間中における事後調査を実施すること。
- 9 大規模な土地の造成工事においては、工事車両から飛散する粉じんが周辺に影響を及ぼす場合があるため、その対策および処理について検討すること。
- 10 道路交通の排出ガスによる大気予測について、煙源の条件設定に関する説明がないことから、補足すること。

(騒音および振動)

- 11 騒音および振動の予測評価について、環境基準値や要請限度との比較を行うのではなく、最大騒音レベルや最大振動レベルなど、他の評価指標に関する情報を踏まえたものとすること。また、環境保全措置については、必要に応じてベスト追求型のものとすること。
- 12 準備書p.1-48に、造成工事において発破を行う可能性が記載されていることから、発破を行う場合についての予測評価を行うこと。

(水象)

- 13 事業の実施により、事業予定地からの排水量が変化することから、その状況および下流河川の流況に対する影響を予測評価すること。
- (水質)
- 14 水質に関する環境負荷の低減対策について、施設管理、環境保全措置および事後調査を有機的に結びつけた環境管理対策とすること。なお、検討にあたっては、次の事項について特に留意すること。
 - (1) 事前に実施する対策、施設の維持管理体制、環境監視体制(監視する水質項目、監視の実施時期、監視地点、目安とする基準値)および排出される環境負荷のレベル等に応じた対応が必要であること。
 - (2) 工事中の濁水対策については、準備書に記載された出水時調査では、調査時の降雨量が少ない等の理由により、地域の特性把握が充分ではないこと。

- (3) 窒素、リンといった栄養塩類の環境監視については、濃度だけでなく、負荷量による評価も必要であること。
- (4) 浄化槽については、事業の特性上、原水に油が多く含まれ、かつ、流入負荷の変動も想定されることから、その機能を発揮するための維持管理方法を検討すること。
- (5) 供用後、浄化槽からの排水または施肥成分を含む水が調整池に流入し、滞留することにより、アオコが発生する可能性があるため、その対策を検討すること。
- (6) 植栽の管理等において農薬を使用する場合は、予測評価の対象とすること。
- 15 準備書p. 5 - 3 - 41の環境保全措置に記載されている高度処理浄化槽について、処理方式を明記する等、その内容を明確にすること。
- (地下水)
- 16 供用後、施肥による地下水質への影響を把握するための対策を検討すること。
- (動物および植物)
- 17 事業予定地北側に設置予定の沈砂池において計画されているモリアオガエルに係る環境保全措置について、沈砂池としての機能と、モリアオガエルの産卵場所および幼生の生息場所としての機能の両立の可能性について検討し、必要に応じて計画を変更すること。
- 18 事業予定地北西側の湿地環境の保全対策については、現存の湿地環境を残存させることだけでなく、次の事項を考慮したものとすること。
- (1) 保全対策は、湿地環境およびその周辺の状況、保全対象とする湿地性生物の生態、植生遷移等を把握し、目標とする植生およびその維持管理方法を明確にする必要があること。
- (2) 湿地環境周辺の人工林を保全対策の対象とすることにより、動物相にとってより良い環境となる可能性があること。
- (3) 保全対策は、来場者や地域の方々に対する環境保全への取組の良いアピールの場となる可能性があること。
- (4) 長期的な保全対策の方針についても検討すること。
- 19 事業予定地内で確認されている湿地草本群落は、両生類などの生息空間であり、前述の保全方法等の検討においても重要であることから、次の事項について追加・修正を行うこと。
- (1) 準備書p. 5 - 9 - 5に記載された環境区分について、他群落の区分との釣り合いがとれていないことから、群落の構造や種組成をもとに、群落の細区分を行うこと。
- (2) 準備書p. 5 - 9 - 6に記載された現存植生図について、縮尺が大きく、事業予定地内での湿地草本群落の分布状況が不明確であることから、縮尺の小さいものを作成すること。特に、事業予定地北西側のネザサ群落に加え、モリアオガエルおよびニホンアカガエルの卵塊が確認された場所に、湿地草本群落が存在する場合は、面積が小さくとも図示し、詳細な植生図を作成すること。
- 20 事業予定地北側の水路について、水路としての機能、導入予定の環境保全型ブロック自体の効果、事業実施後の流況等を踏まえ、環境保全措置としての効果を再評価すること。
- 21 移植および一時避難について、移植先や一時避難後の再放流先の状況を確認し、対象とする生物の生息適地であるか、過当競争が生じないか等を検討し、その効果を再評価すること。また、移植および一時避難の実施に際しては、対象とする生物の状況および再評価の結果を説明すること。
- 22 哺乳類調査の妥当性について再検証を行い、必要に応じて補足調査を実施すること。特に、コウモリ類について、準備書に記載されたバッドディテクターを中心とした調査では、種を絞り込むことは困難であることに留意すること。
- 23 猛禽類^{きん}に係る調査について、繁殖活動期間中に営巣地付近で踏査調査を実施することは、その生息そのものに影響を及ぼす可能性がある。このため、今後、事業者が行う調査については、調査自体が猛禽類^{きん}に影響を及ぼさないよう配慮したものとすること。
- 24 事業予定地周辺で営巣が確認されたハチクマについて、現在の営巣場所の自然環境条件と比較すること等により、事業計画地における潜在的営巣場所の存在の有無について検討すること。
- 25 生態系の上位性注目種として取り上げられているフクロウについて、事業予定地内およびその周辺が繁殖環境になっていないと結論づけた経緯、猛禽類として取り扱わなかった理由について補足説明すること。
- 26 準備書(資料編)に掲載されている群落組成表について、植物群落の植被率と植生調査の被度に整合がとれていない箇所が見受けられるので、再確認し、修正すること。
- (生態系)
- 27 昼行性の猛禽類^{きん}(ハチクマ)が、事業予定地およびその周辺において採餌している可能性があることから、丘陵

地の上位性注目種に追加し予測評価すること。

(廃棄物)

28 伐採樹木の再生利用について、分別の徹底を図ること等により、再生利用率の向上のための対策を検討すること。

(景観)

29 景観の予測評価については、駐車場およびニアパーキングにおける停車車両を考慮したものとすること。

30 事業予定地に設置する建築物等については、整備する芝生との対比に配慮し、明度の低い色彩にするか、樹木等で遮蔽すること。また、サイン、広告等の案内掲示方法および獣害対策用のフェンスについても景観上の配慮を行うこと。

(文化財)

31 工事開始後、埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに大津市教育委員会に報告し、指導を受けること。また、請負業者等に対してもその旨を周知徹底すること。

(伝承文化)

32 伝承文化について、調査対象とした対象者、回数、調査した状況等、調査した内容を細かく明記すること。また、現行の祭事以外に、事業予定地およびその周辺にまつわる事項についても調査を行い、その結果を明記すること。

33 準備書 p. 5 - 15 - 1 に記載されている土地利用の調査結果が記載されていないので、補足すること。

34 準備書 p. 5 - 15 - 2 に記載されている「一村一社一寺の伝統」について、大津市曾束集落には、浄土宗の寺院である帰命寺のほか、曹洞宗の寺院である法慈庵も存在していたことから、再確認を行い、必要に応じて内容を修正すること。

(温室効果ガス)

35 温室効果ガスについて、自動車の走行を中心に排出量が大きく増加すると予測されていることから、次の事項をはじめとする追加対策の可能性を検討し、予測評価すること。

- (1) 施設利用者への公共交通機関の利用促進
- (2) 温室効果ガス吸収源としての緑地面積の増加
- (3) 再生可能エネルギー施設を導入すること等による温室効果ガスの削減
- (4) 断熱性能の高い建築材料の採用、省エネ型の照明機器の導入、設備の運用管理における温室効果ガス削減

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年11月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成23年11月4日
- 2 処分を受けた者 大野実業
代表者 大野喬史
主たる営業所の所在地 犬上郡豊郷町大町128番地2
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(般-21)第051742号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第29条第1項第2号および同項第5号に掲げる要件に該当するに至った。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第20号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号

JA東びわこ デイサービス センター	彦根市賀田山 町234番地6	東びわこ農業協同組 合 代表理事理事長 澤 憲一	彦根市川瀬馬 場町922番地 1	通所介護 介護予防通 所介護	平成23.11.1	2570200101
ヘルパーステ ーションつづ じ	犬上郡豊郷町 石畑字久保 187-1	アイシステム株式会 社 代表取締役 中島敏	東近江市小脇 町755番地	訪問介護 介護予防訪 問介護	平成23.11.1	2571800230

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第19号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年11月4日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
水野ヘルパーステーション	米原市長岡 600番地	医療法人緑泉会 理事長 水野敏彦	米原市長岡 600番地	訪問介護 介護予防訪 問介護	平成23.11.1	2512400298

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成23年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションつづじ	犬上郡豊郷町 大字石畑字久保 187-1	総合テック株式会社 代表取締役 岩本米松	東近江市聖徳 町4番23号	訪問介護 介護予防訪 問介護	2571800206	平成23.10.31

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第22号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成23年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
居宅介護支援事業所つづじ	犬上郡豊郷町 大字石畑字久保 187-1	総合テック株式会社 代表取締役 岩本米松	東近江市聖徳町 4番23号	2571800206	平成23.10.31

県税事務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成23年11月4日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 宏

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
50 リットル券	農業	218253 ゝ 218255	3	平成23.8.9 ゝ 平成24.3.31	東近江市北花沢町391-1 有限会社伊藤石油	平成23.10.25

.....
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成23年11月4日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 宏

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第23-2-0202号	平成24.3.31	蒲生郡日野町鎌掛2845-1 瀬川功	平成23.10.25

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、マキノ町土地改良区の定款の変更は、平成23年10月27日に認可した。

平成23年11月4日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 河 合 敏 彦

警察本部公告

平成23年度滋賀県警察官(県外A)採用試験合格者公告

平成23年10月26日開催の滋賀県人事委員会において決定された平成23年度滋賀県警察官(県外A)採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成23年11月4日

滋賀県警察本部長 福 本 茂 伸

[福岡県]

991019(以上1人)

[鹿児島県]

1314(以上1人)

[宮崎県]

1201、1373(以上2人)

[熊本県]

9000456(以上1人)

正 誤

平成23年10月26日付け第3461号滋賀県告示第470号中

ページ	行	誤	正
1	下から17	平成23年11月26日	平成23年10月26日